

訪問看護重要事項説明書（医療保険）

1. 事業者概要

事業者名称	公立豊岡病院組合立豊岡病院日高クリニック
院長	小松 素明
事業者所在地	兵庫県豊岡市日高町岩中 81 番地
電話番号	0 7 9 6 - 4 2 - 1 6 1 1
F A X 番号	0 7 9 6 - 4 2 - 2 3 4 4

2. 事業所概要

事業所名称	訪問看護ステーションひだか
事業所所在地	兵庫県豊岡市日高町岩中 81 番地
電話番号	0 7 9 6 - 4 2 - 5 0 1 1
F A X 番号	0 7 9 6 - 3 4 - 8 0 6 6
管理者	津禰鹿 篤子
指定事業所番号	2 8 6 4 4 9 0 1 2 9
開設年月日	平成 30 年 4 月 1 日
サテライト事業所名称	とよおかサテライト
サテライト事業所所在地	兵庫県豊岡市戸牧 1094 番地(公立豊岡病院敷地内)

3. 事業の目的と運営方針

(1) 事業の目的

居宅において、主治医が訪問看護の必要を認めた利用者に対して、適切な訪問看護を提供することを目的とします。

(2) 運営方針

- ①事業の実施に当たっては、利用者の意思および人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めます。
- ②指定訪問看護の事業は、利用者が要介護状態となった場合においても、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、利用者の心身の機能の維持回復および生活機能の維持または向上を目指します。
- ③指定介護予防訪問看護の事業は、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援するとともに、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持または向上を目指します。
- ④事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センターおよび他の居宅サービス事業者ならびにその他の保健医療サービスおよび福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

4. 職員体制（令和6年4月1日現在）

管理者兼看護師	常勤	1名
看護師	常勤	8名
看護師	非常勤	1名
理学療法士		1名
事務職員		1名

*訪問看護の一環としてのリハビリテーションを中心としたものである場合は看護職員の代わりに理学療法士等が行うことがあります。

5. 営業時間

営業日	月曜日～金曜日まで ただし 土・日曜日・祝日・年末年始(12月29日～1月3日) は救急時連絡体制での対応になります。
営業時間	午前8時30分～午後5時15分まで

*緊急時訪問看護加算の同意を得た利用者に対しては、24時間体制にて電話での相談および緊急訪問をします。

6. 営業地域

豊岡市

7. サービスの内容

- (1) 病状、心身の状況の観察
- (2) 清拭、洗髪等による清潔の保持
- (3) 食事および排せつ等日常生活の世話
- (4) 褥瘡の予防・処置
- (5) リハビリテーション
- (6) ターミナルケア
- (7) 認知症患者の看護
- (8) 療養生活や介護方法の指導および社会資源の提供
- (9) カテーテル等の管理
- (10) 精神患者の看護
- (11) その他医師の指示による医療処置

8. 利用料金

医療保険の訪問看護を利用する場合は、健康保険の負担割合に基づきます。

契約時や更新時等に「健康保険被保険者証」を確認します。

(事業所控えのため、コピーまたは写真をとります。)

保険種別の負担割合

後期高齢者 (75 歳以上)		1 割又は 2 割、現役並所得者の方は 3 割	
社会保険	国民健康 保険	高齢受給者 (70 歳～74 歳)	2 割、現役並み所得者の方は 3 割
		一般 (70 歳未満)	3 割 (6 歳未満は 2 割)

所得、年齢などで異なりますので、詳細については窓口でおたずねください。

基本料金

訪問看護基本療養費 (I) 看護師	週 3 日まで	1 日につき 5,550 円
	週 4 日目以降	1 日につき 6,550 円
訪問看護基本療養費 (I) 理学療法士、作業療法士		1 日につき 5,550 円
訪問看護基本療養費 (II) ※同一建物内の複数(3人以上)の利用者に 同一日に訪問した場合	週 3 日まで	1 日につき 2,780 円
	週 4 日目以降	1 日につき 3,280 円
訪問看護基本療養費 (III) ※在宅療養に備えた外泊時 (入院中に 1 回、厚生労働大臣が定める疾病等は入院中に 2 回)		8,500 円
訪問看護管理療養費	月の初日	1 日につき 8,700 円
	2 日目以降	1 日につき 3,000 円

加算料金

夜間・早朝訪問看護加算	18時～22時、6時～8時に訪問した場合	2,100円	
深夜訪問看護加算	22時～6時に訪問した場合	4,200円	
難病等複数回訪問加算	厚生労働大臣が定める疾病等の方や、特別管理加算対象者の方、特別看護師指示書が交付された方に対し、複数回訪問を行った場合。		
	1日2回の訪問	4,500円	
	1日3回以上の訪問	8,000円	
複数名訪問看護加算	看護師が他の看護師等と訪問	週1回限度 4,500円	
	看護師が看護補助者と訪問 別に厚生労働大臣が定める場合を除く	週3回限度 3,000円	
	看護師が 看護補助者と訪問 別に厚生労働大臣が 定める場合に限る	1日に1回	3,000円
		1日に2回	6,000円
	1日に3回以上	10,000円	
乳幼児加算	6歳未満の乳幼児に対し、訪問看護を行った場合	1日につき 1,500円	
24時間対応体制加算	同意を得た方に対し、24時間連絡体制で対応し、緊急時に必要に応じて訪問を行う場合	1月につき 6,800円	
緊急訪問看護加算	主治医の指示で、緊急訪問看護を行った場合	1日につき 2,650円	
訪問看護 情報提供療養費	同意を得て、市町村、義務教育諸学校、保険医療機関などに対して、必要な情報を提供した場合	1,500円	
看護・介護職員 連携強化加算	訪問看護ステーションが、喀痰吸引等を行う介護職員等の支援を行った場合	2,500円	

特別管理加算	在宅悪性腫瘍患者指導管理等を受けている場合や、留置カテーテル等を使用している場合。	1月につき 5,000円
	在宅酸素療法指導管理等を受けている場合や、真皮を超える褥瘡の状態等がある場合。	1月につき 2,500円
長時間訪問看護加算	15歳未満の超重症児、準超重症児、「特別管理加算」対象の方、急性増悪などで、特別訪問看護指示による訪問看護を受けている方に対し、1時間30分以上の訪問看護を提供した場合。週1回を限度とする。 (別に厚生労働大臣が定める者の場合にあっては週3回まで)	1週につき 5,200円
退院時共同指導加算	医療機関等を退院後の訪問看護について、医療機関と共同で在宅療養上必要な指導を行った場合。	初回訪問時 8,000円
特別管理指導加算	「特別管理加算」に該当する方で、「退院時共同指導加算」を算定する場合。	初回訪問時 2,000円
退院支援指導加算	厚生労働大臣が定める疾病等や「特別管理加算」の対象となる利用者に対して退院日に在宅で療養上の指導を行った場合。	1回につき 6,000円
在宅患者連携指導加算	訪問診療を実施している医療機関や訪問薬剤師管理指導を実施している薬局と月2回以上文書等により情報を共有し、その情報を踏まえて療養上の指導を行った場合。	1月につき 3,000円
在宅患者緊急時等カンファレンス加算	利用者の状態の急変や診療方針の変更等に伴う、医療機関の求めによる在宅でのカンファレンスに参加し、共同で利用者や家族に療養上の指導を行った場合。	1回につき 2,000円 (月2回まで)
訪問看護ターミナルケア療養費1	死亡日および死亡日前日14日以内に2回以上ターミナルケアを行った場合。	25,000円

その他の費用（保険対象外 全額負担分）

（税込）

交通費	① 往復の道路走行距離が 50 kmまで	無料
	② 往復の道路走行距離が 51 kmから	1 kmあたり 55 円
死後の処置料		11,000 円
医療費証明書料		1,650 円
※日用生活用具、物品、材料費等は実費とします		

9. 緊急時の対応

利用者の主治医（かかりつけ医）、または事業所の協力医療機関への連絡を行い、医師の指示に従います。また、緊急連絡先に連絡します。

主治医	病院名	
	氏名	
	所在地	
	電話番号	
利用者の 緊急時連絡先①	氏名	続柄（ ）
	住所	
	電話番号	
利用者の 緊急時連絡先②	氏名	続柄（ ）
	住所	
	電話番号	

10. 記録の保管

事業所は、訪問看護の提供に関する記録を整備し、契約終了後5年間保管します。事業所は、公立豊岡病院組合の申請手続きに準じ、利用者からの希望があれば、利用者に関する記録の閲覧および写しの交付が可能です。

11. 秘密の保持

事業所は、訪問看護を提供するうえで知り得た利用者およびその家族の秘密を守ることを義務とします。利用者およびその家族の個人情報について、サービス担当者会議ならびに主治医（かかりつけ医）との連絡において、必要最小限の範囲で使用します。事業所およびその職員は、退職後も在職中に知り得た利用者およびその家族の秘密を守ることを義務とします。

12. 損害賠償

訪問看護サービスの提供にあたって、事故が発生した場合には、速やかに利用者の家族および代理人に連絡を行うと共に、必要な措置を講じます。

当事業所の責任において、利用者の生命・身体・財産等に損害を与えた場合、事業者は利用者とその損害を賠償します。

13. 相談窓口

窓口名称	ご利用時間	電話番号
① 訪問看護ステーションひだか 相談責任者 津禰鹿 篤子	平日午前8時30分～ 午後5時まで	(0796) 42-5011
② 公立豊岡病院日高クリニック 相談責任者 山下 隆史	平日午前8時30分～ 午後5時まで	(0796) 42-1611

訪問看護サービスの提供に際し、本書面に基づいて重要事項の説明を行いました。

年 月 日 時 分
場所 : (自宅・事業所・その他)

<事業者>

契約者

公立豊岡病院組合立豊岡病院日高クリニック
兵庫県豊岡市日高町岩中 81 番地
院長 小松 素明 印

サービス提供者

訪問看護ステーションひだか
兵庫県豊岡市日高町岩中 81 番地
管理者 津禰鹿 篤子 印

説明者 _____

私は、本書面に基づいて事業者から説明を受け、訪問看護サービスの提供を開始することに同意しました。

年 月 日

<利用者>

住所 _____

氏名 _____ 印

利用者が署名できないため、私が代わって署名をします。

<代理人>

住所 _____

氏名 _____ 印

利用者との関係 ()